

◇深 沢 義 一 君

○議長（伊藤福章君） 次に、17番深沢義一君の登壇を願います。17番。

（17番 深沢義一君 登壇）

○17番（深沢義一君） 今定例会の一般質問のラストバッターということで10番目ということになりますが、お疲れのことと思います。どうかひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、質問に入ります前に、質問に至った経緯、背景などを述べさせていただき、質問へと入らせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

農林水産省は、これまでの農政を根本から見直し、やる気のある担い手に施策を集中させ、平成19年度からの大綱にその施策を明示したところであり、その背景には担い手の確保があり、さらには世界貿易機関WTO協定に対する対応が迫られておることが挙げられるわけであり、そしてまた、日本農業の現状を直視した施策でもあり、つまりは小規模農家における低水準所得状況という点が挙げられるわけであり、

農水省の試算によりますと、1ヘクタール程度の農家が自作した場合の農業所得は7万7,000円、10アール当たりになりますと7,700円程度といった結果が出ているようであり、しかも、時給換算で出した場合には、何と時給122円といった数値になってしまうとのことであり、それぞれの個々の農家の差異はあるにせよ、かなり厳しい状況であることは否めないわけであり、

そしてまた、モデルケースではありますが、集落等組織化した場合、農機具の共同保有などにより、所得が1ヘクタール当たり43万3,000円、10アール当たり4万円を超すという数値が出されております。そしてまた、労働時間の短縮からその時給は3,595円と大幅なアップと示されており、一概にすべてうまくいくとは言えませんが、現状の中では、小規模農家が個別に経営していたのでは立ちいかなくなるのは明白であると言わざるを得なく、私はこうしたことから町としての面に対するビジョン、経営に対する指針をはっきりと示しながら、町としてのリーダー的役割を果たしていかなければならないと思うわけであり、

戦後農政の一大転換、農業維新とまで言われます。「維新」という言葉をひもときますと、維は「これ」と読み、「これ新たなり」とあります。そして、意味においては政治上の改新であり、そしてまた明治維新ということも明示されてあります。明治維新もペリーの来航を機に世界の中の日本ということを考え始め、国の行く末を案ずる者たちによって作り上げられたわけであり、時代こそ違えWTOといった諸外国との関係、対応はいつまでも避けて通ることはできなく、それがいよいよ迫ってきた状況にもあると思うところであります。

小規模農家を切り捨てるのではなく、小規模農家を救う道として大綱があり、そしてまた、大綱の施行によるからということだけではなく、現状を直視した上での対応が迫られておるのだということを実

に認識し、今後の農業ビジョンを考えていかなければならないと思うわけであります。

実際の現場となる市町村においては、農家の意識改革はもとよりそれに携わる職員の意識改革そして情勢が重要な点であると考えます。それゆえに平成 19 年度に向けての集落への説明会においては、総合計画にもある町としてのビジョンを示しながら大綱実施に向かっていかなければならないと思うのであります。

前置きが多少長くなりましたけれども、私の今回の質問は大綱の詳細がまだはっきりとしない中での質問であり、ややもすれば国や県にすべき質問内容になるかもしれませんが、どうかよろしくお願いいたしまして、まずは一つ目の質問に入らせていただきます。

現在町では、大綱の周知のため説明会を開催しておりますが、先ほども申しあげましたように、小規模農家を切り捨てるのではなく、小規模農家を救うという観点に立ち、今後は美郷町総合計画、農林業の振興にもあるように農地の維持保全、ひいては米、大豆といった土地利用型の作目への取り組みに対して、一定規模以上の面積や協業による営農推進が必須の状況であるということをもっと前面に出して、大綱とともに指導していくべきと思いますが、町長の見解をまずはお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 深沢議員のご質問にお答えいたします。

平成 19 年度から始まる経営所得安定対策等大綱では、議員ご指摘のとおり、これまでの全農家への均一的な施策から担い手を対象に絞り込み、経営全体に着目した対策となっており、これまでの農政を根本から見直す大改革であると認識しております。そのため、町では新たに県や関係機関と構成する集落営農等支援チームを設置し、町内の集落や営農集団を対象として大綱の内容周知の説明会を開催し、十分な理解が得られるように活動しているところです。

その過程において、大綱では担い手農業者を 4 ヘクタール以上、集落営農組織は 20 ヘクタール以上の規模でなければならない旨を説明しております。その面積が持つ意味について、町としても十二分に参酌し、そして、こうした面積を有効に活用していくためには、米、大豆といった土地利用型作物での取り組みが重要である。さらには、米、大豆というものは国際化に伴う価格の影響を受けやすい作目であるということも十分に認識しながら、農家の方々が規模拡大することによって、あるいは集落営農組織を設立することによって、地域の農業が、さらには自分の農業経営も発展していくということを前面に出して今後説明に回ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 17 番深沢義一君、再質問認めます。

○17 番（深沢義一君） 再質問であります。ただいま町長に答弁していただきましたように、大綱の説

明だけではなくて、これからどうあるべきかということも説明に回る職員の方々には周知徹底をしていただきたいものと思います。

そうした中で、協業あるいは組織化を進める上で請けたいと思う人、頼みたいと思う人それぞれが口に出したくてもいろいろなしがらみがあり、なかなか前に進まないというのも現状であるやに思います。そうしたことへの対応として意向調査あるいはアンケート調査など、同じようなものなのですが、仲介的な対応も町として必要なのではないかなというふうに思いますが、町長としてはどうでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 集落内におけるそうした利用集積に係るさまざまな課題というのは、ケース・バイ・ケースの部分が多く、一つ一つの案件について町が全面的に仲介というのは難しいものと思いますが、極力大きな課題から町の担当がその道しるべをつけて前に進むような努力はしてまいりたいと思います。そのために来年度から農政課内に集落営農化に向けた一つの専門の担当官を置くことにしておりますので、その担当官の活躍を推進してまいりたいというふうに思っております。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 先ほど前置きの中に明治維新ということをお話したんですが、明治維新の立役者に薩摩と長州を結びつけた坂本竜馬がおります。歴史の中にも、薩摩の西郷も長州の桂 小五郎、後の木戸孝允も結びたい気持ちはあってもどちらからも言い出すことができなかったとあります。そして、それを仲介したのが坂本竜馬であり、手を結ばせて明治維新へと結びついていったわけでありまして。そのように大それた話をするわけではないんですが、町もその仲介的な役割というのは非常に重要な面も持つのではないかと思います。どうかひとつよろしくお話ししたいと思います。

次に、面的な対応の一つに、農業大綱の3本柱の一つである農地・水・環境向上対策についての取り組みがあります。農業の持つ多面的機能の維持・増進、あるいは農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換していこうということから導入される施策であります。このことについては、集落などを単位として地域住民を初めとする多様な参画による活動に対する支援とあり、あらましには国による支援水準を10アール当たり都府県においては2,200円を交付し、それと同額を地方公共団体、つまりは県と市町村が1,100円ずつ出し合いトータルで4,400円の支援をすると記載されております。まだはっきりしたものではないものといいいながらも、平成18年度、来年度においては全国600地域、当地域においても仙南地区、鶴水集落がその実験事業の対象となっておるところであります。このことについては農業の持つ多面的機能に対する具体的な施策であり、非農家も参加するという点で自然環境に対して地域住民にも関心を持ってもらうという点など、これまでになかった画期的な対策であると思っております。

活動については土地改良区にも結びつく点が多々あり、お隣旧横手市の大部分については改良区が主

体となってプロジェクトチームまで立ち上げ、それに対応しようとしておるところであります。ただ、考えてみれば、当町においては全面積となれば約 7,000 万円という予算が必要となるわけで、財源未定の国の音頭といった感もあるわけですが、町としてのこの大綱の部分についての対応について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

農地・水・環境保全向上対策への取り組みについてですが、19 年度から始まる新たな対策として、現在、経営安定対策と同様に集落において説明をさせていただいておりますが、農家の皆様に基本的な内容についてご説明を申し上げているところです。

現段階では、残念ながら事業の詳細につきましては説明を我々も受けておりませんので、具体はわかりませんが、議員ご指摘のとおり、本年度において町内で当該対策のモデル事業に取り組む地区がありますので、その取り組みを支援しながら本対策の実効を見きわめたいというふうに存じます。いずれ本対策の詳細について、国から具体内容の提示があるものと思いますが、関係団体等と連携をとりながら、美郷の実態に即した取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

以上をもって答弁とします。

○議長（伊藤福章君） 17 番深沢義一君。

○17 番（深沢義一君） ただいまのことにつきましては、大変大きな予算的なこともありますので、再質問は控えさせていただきたいと思っております。

次に、安定した経営に向けての取り組みについて質問をいたします。経営安定に向けての質問は、私のみならず諸先輩議員からも幾度となく行われておりますが、農業大綱との関連から質問をいたします。農業大綱においては、面に対する施策という感を持つところではありますが、経営の安定という点では米価の下落等収入変動緩和対策として、いわゆる品目横断政策を導入し、安定した経営を目指すとあります。しかしながら、基準となる価格が基準規格五中三、5 年の中の 3 年ということをもつての価格である以上、基準価格は安定したものではなくて、下がることは明らかな状況となるわけであります。そうしたことから、安定的な経営のためには、今さらながら言うまでもなく他に負けない品質を目指した取り組み、そしてその取り組みを反映させた販売といったことが必要となるわけであります。まずは、野菜などの生産に対する指標を提示しながら、複合経営に向けた作付誘導を図ることから始め、栽培・生産への技術指導といった支援、あるいは有利販売に結びつける販売支援も必要と思っておりますが、このことについては 12 月の定例でも同じような質問をしておりますし、18 年度予算説明の中にも美郷の味販売交流促進事業として大田区と首都圏への販売構築を図るとありますが、いま一度作付から生産・販売に

対する支援について町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの生産・販売に対するご質問に対する答弁ですが、議員ご指摘のとおり、安定的な農業経営を確立するためには、野菜を初めとしてブランド品目を取り入れた複合経営の確立が肝要であるというふうに認識しております。そのためその栽培の導入に対するさまざまな支援を講じてまいりたいと思います。「あなたと地域の農業夢プラン応援事業」など県単事業への協調・助成や、あるいは「美郷こだわり米元気事業」及び「ブランド品目作付支援事業」などを町独自の施策として推進してまいります。また、産地づくり交付金による出荷額の5%以内を助成するブランド品目出荷助成金の交付もあわせて実施し、複合作目の定着を期してまいります。

そうした作目の技術指導につきましては、引き続き農業マイスターを委嘱し、栽培技術面での不安解消並びに指導を強化してまいりますし、また、一定品質の農産物のロット化を図るということで、付加価値農産物の生産を進めてまいりたいと存じます。そうした農産物につきましては、議員ご指摘のとおり、交流のある他自治体との有利販売に向けた取り組み推進でありますとか、農業団体との連携を図った上での付加価値農産物の流通、そういった部分に農業振興センター等を通じ活動の核を定めながら推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 次に、今町長から答弁をいただいたこととやや似たような形の質問になりますが、農業大綱に沿った形で組織といったようなことを進めていく場合に、担い手が経営の安定を求め新たな分野へ取り組もうとした場合の支援として、18年度においては、特にそういった新しい分野に対しての先進地視察や講習会といったソフト面に対する支援が必要と思います。

そしてまた、19年度からの集落営農と実際に動き出す場合に対してのハウス、加工設備などといったハード面に対するさらなる支援も今から考えていかななくてはならないのかなというふうにも思いますが、町長のお考えを伺いたいと思います。特に18年度においての新たにに取り組む面に対してのソフト支援、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問ですが、集落営農組織において、組織内の労働力の有効活用に向けた作付計画あるいは作目選定がなされた際に、新たな作目に、あるいは新たな人が取り組むということは十分想定される場所です。そのため技術的な指導については農業マイスターの活躍を期すとともに、農業団体や県機関の指導強化をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

また、栽培施設、ハード施設についての助成については、県や国の制度を活用し引き続き町が協調助成を行い、初期投資の軽減に努めてまいりたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、新規取り組み者あるいは新規作付作目について何が必要かを十二分に考え、関係機関との役割分担の中でその定着推進を期してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。

○17番（深沢義一君） よろしくお願ひしたいと思います。

今後大綱の説明とともに、今伺った町の態勢、集落営農等そうした組織を組んでいく上では、町としてのこういう施策、バックアップがあるんだよというようなことをどんどん前面に出して、集落の安定経営に向けた支援というのがあるということを住民にも周知させていただきたいなと思います。それが冒頭の大綱への対応につながり、つまりは一定規模を目指しながらの安定した経営を目指した動きにつながるものと思います。

最後に町長にもう1点、新規という点ではこれ同じような意味合いがありますが、女性のパワーを引き出すための施策も大変重要なことだと思います。集落営農等組織的な経営体となった場合、さまざまな可能性が出てくるとともに、冬場の収入確保をどうしていくのかという問題点も必ず出てくると思います。女性の参加は施設部門、加工部門、そうしたものに広がり、また、起業、新しい業務を起こしていくというような面にもつながろうかと思ひます。そうした点において女性のための研修、集い、ひいては組織的な活動の設立といったことも必要と思ひますが、そうしたことについての町長の見解を最後に伺ひたいと思ひます。

○議長（伊藤福章君） 町長、自席で結構ですのでお願ひします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問についてですが、現在の国が進めようとしております経営安定等大綱につきましては、まだその事業の細かいところまでは私どもの方に届いていないのが現状です。さらに、県の方でも現在県議会が18年度予算、県の事業予算について審議していますが、その内容についても我々のところに詳細が届いていないのが現況であります。

町としては、国・県の施策を想定しながら、そのすき間を埋めるべく町独自の農業施策を構築しているわけですが、国・県の施策が明らかになり、それに町の施策を組み合わせた場合に、出てくる施策としてのすき間の部分があるかないかをいま一度検証し、その施策のすき間があった場合、今後議会の方に新たな施策予算についてお諮りしてまいりたいと思ひしております。その中にこの女性に対するさまざまな支援策をどう位置づけるかということもその際にあわせて検討したいと存じますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 町内の直売所、道の駅等に行ってみますと、裏のラベルを見ますと女性の名前で出ているものがたくさんあります。非常に頑張っている女性がいっぱいいるというのを感じますが、そうした女性の集う場というのが少ないのではないかなと思うところであります。男女共同参画という観点から、あるいは中村議員の少子化と縁組対策という点においても結びつく面もあろうかと思えます。ぜひそうした女性の集う場ということをソフト面として考えていただきたいと思えます。

次で最後になりますが、農業大綱に向けた農業委員会の対応についてということで、農業委員会の会長に質問をいたします。

国の施策が一定規模以上の認定農家あるいは組織に限定されようとしておる中、それに伴う受委託、貸借も進むことと思われませんが、小作料についての考え方について伺うわけであります。

まず初めに、標準小作料金の設定についてであります。標準小作料についてはこれまで3年程度を改定期間としてきたと思えますが、平成10年度からは農業委員会が必要と認めた場合はいつでも改定できるとあります。大幅な価格の変動あるいは国の施策の変革がある中においては細やかな対応も必要と思えますが、今後もこうしたスパンでの進め方が望ましいと考えておるのか、まずは伺いたいと思えます。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。農業委員会会長、登壇願います。

（農業委員会会長 蒔野賢之輔君 登壇）

○農業委員会会長（蒔野賢之輔君） 深沢委員の質問にお答えをいたします。

標準小作料につきましては、以前の統制小作料を廃止したことに伴いまして、双方の農業経営の安定と地域における適正な小作料の形成を図るために、昭和45年の農地法改正によりまして翌46年から標準小作料が設定されまして、現在に至っているということでございます。

ご質問の標準小作料は、認定後3年程度経過したとき、または生産費、農作物の価格等の設定の基準となる重要事項に著しく変動を生じた場合に改定を行うということになっております。したがって、基本的には3年経過後の改定となろうかと思えますけれども、前に言ったとおり、いろいろ基本となるべき諸問題が発生した場合には改定を行うということでございます。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。

○17番（深沢義一君） ただいまの答弁の中に、3年ということがこれからも続くのかなというようなちょっと私感を受けたんですが、まずは、例えば3万円のときに1,000円下がるのであれば余り大した、例えば3%ということになります。今1万二、三千円程度の中で1,000円下がるということは、七、八%という大幅な下落になると思えます。そういうことにおいては、必ずしも3年ということではなくて、やはり場合によっては毎年ということになってもこれはいたし方ないのではないかなと私は思いま

す。ことしたしか改定の年だと思ひます。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次にもう1点、出し手、請け手、どちらにとつても厳しい状況の中で、その料金改定のもととなる考へ方について伺ひたいと思ひます。

今現在、旧3町村とも上田については2万9,000円となつておるわけでありますが、請け手にとつては経費の中に占める割合が3割近くになつてしまふことや、現米価に対しては2俵以上というかなり厳しいものとなつておると思ふところであります。近隣地、私にとつて隣接といへば横手市ということになつてしまふわけなんですが、こちらでは今現在2万5,000円を下回つておるというような状況であります。先ほど申したように、具体的な数値はこれから設定されるわけでありますが、その設定についての考へ方についていま一度お聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤福章君） 農業委員会会長、自席で結構です。

○農業委員会会長（蒔野賢之輔君） この料金の根底についてということは、平成6年3月15日付で構造改善局農政部の農政課長通知におきまして、算定基本として算定方式及び算定業務のための手引が示されております。これをもとにして試算してありますが、何せ離作、入り作の関係から近隣市町村の整合性をとつていかねばならず、県の指導並びに助言を受けまして適切な標準小作料の設定に努めてまいりたいというふうにおもつております。したがいまして、その農地についても自然的条件及び利用上の条件に応じて必要な区分を行いまして、その区分ごとに標準小作料金を決めていこうというふうにおもつております。

農業委員会としては、美郷町の小作料協議会の設定基準に基づきまして農地の受け入れ、そして出し手、請け手それぞれ受けまして、もう一つ学識経験者を踏まえて、農地集積のために生産コストを下げ農家経営の安定に努めてまいりたいというふうにおもつておるところでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 17番。

○17番（深沢義一君） わかりました。でき得れば出し手、請け手どちらもなるほどと納得できるような数値に落ちつけば一番いいのかなと思ひますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。農業委員会においては、大綱の実施とあわせ活動も活発化すると思ひますが、共通の認識を持つて農政発展のためひとつ頑張つていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（伊藤福章君） これで17番深沢義一君の一般質問を終わります。